

会社	会社名	シーデーページジャパン株式会社		
概要	従業員数	1600名	業種	人材派遣業

1. ねらい

社員がライフステージに応じ自己の能力を最大限に発揮することができ、仕事と家庭生活の両方において「やりがい」と「充実感」を感じながら活躍できる会社作りに取り組んでいる。これは、社員満足度を高め仕事の品質を向上させることが、お客様のご要望にお応えできるより高いサービスを提供することを可能とし、お客様にも更にご満足いただくことにつながると考えるからである。

平成 27 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」、平成 28 年に女性活躍推進法に基づく「えるぼし(トリプル)」の認定を受ける。

2. 施策内容

(1) 働き方改革・休み方改革

①ワーク・ライフ・バランスへの取り組み

- ・社是「雇用創造」の下、「社員が家庭でも仕事でも生き活きできる」会社とすることをトップ・コミットメントとして社内外に明確に発信し、社員の意識と職場風土の改革、諸施策の策定・実施など社内環境の整備に取り組んでいる。
- ・全拠点の所長が参加する所長会議を定期的開催し、その中で経営幹部と各職場との緊密な情報交換を行い、働き方や制度活用等に関する課題があれば共に対処する体制をとっている。
- ・「仕事と家庭の両立」に配慮する重要性について、管理職に対する研修を実施。
- ・育児・介護休業等取得者に対し休業中の情報提供を行い、スムーズな職場復帰に向けた環境づくりを推進。育児休業制度を利用し 3 年間育児休業後に昨年度営業トップセールスを取った者も出てきている。
- ・派遣社員・期間雇用社員の正社員転換制度を定め、会社への帰属意識とモチベーションの向上を図っている。

②長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進：各制度とも法改正以前から実施

- ・連続休暇の取得促進。「有給休暇計画取得日」「有給休暇取得推進日」を年間各 5 日ずつ設定。
- ・有給休暇の半日・時間単位での取得を認めている。(労使協定により年 5 日)
- ・月 2 日、ノー残業デーを実施し、メリハリのある働き方を促進。
- ・社員からの残業申請については、上司への事前申請・承認を徹底している。

③仕事と育児の両立支援：法を上回る育児休業制度等を定めている。(平成 17 年 4 月 1 日～)

- ・育児休業：すべての期間雇用者を対象としている。また社員の就業継続を図るため、個々の状況に応じて期間の延長・分割取得を認めている。
- ・育児のための所定外労働の免除：小学校就学の始期に達するまで。
- ・上記の対象外の者の時間外勤務の抑制措置。
- ・育児時の短時間勤務制の導入
- ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ：子の年齢に拘らず、合理的理由があれば可。

(2) 仕事と介護の両立支援：法を上回る介護休業制度等を定めている。

- ・介護休業については、対象家族の範囲を法で定める対象者に加え「(その他)会社が認める者」にも拡大するとともに、社員の就業継続を図るため、個々の状況に応じて期間の延長・分割取得を認めるなど柔軟に対応している。(平成 17 年 4 月 1 日～)
- ・介護休業については、要介護状態にある対象家族の介護の状況、社員の勤務状況等が様々であることに対応し、時間単位での取得を認めている。(平成 22 年 6 月 30 日～)

3. 取組実績・効果

女性の育児休業取得率は 100%、休業後は全員が復職している。男性の育児休業取得者あり。育児・介護を理由とする離職者なし。女性管理職については、女性活躍推進法に基づく管理職に占める女性労働者の割合の平均値 6.5%を上回る 10.0%となっている。